

高山市ごみ処理施設建設検討委員会設置条例

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、高山市ごみ処理施設建設検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) ごみ処理施設の建設に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、委員会において必要があると認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員18人以内で組織する。

- 2 委員は、有識者、各種団体を代表する者及び公募により選出された者を、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条の規定による検討が完了したと市長が認めたときまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、それぞれ委員のうちから互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を総括し、会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。ただし、委員の委嘱後の最初の会議は、市長が招集する。

- 2 会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要に応じて、会議に専門知識を有する者その他委員以外の者の出席を求め、意見を聴取することができる。

(部会)

第7条 委員長は、必要に応じて委員会に部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、委員長が指名する。
- 3 第5条及び前条の規定は、部会について準用する。この場合において「委員長」とあるのは「部会長」と、「副委員長」とあるのは「副部会長」と、「市長」とあるのは「委員長」と読み替えるものとする。
- 4 部会長は、会議の経過及び結果を委員会に報告する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、環境政策部において行う。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、第4条に規定する任期の終了の日以後、規則で定める日をもって、その効力を失う。

(高山市各種委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 高山市各種委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年高山市条例第5号）の一部を次のように改正する。

| 改 正 前 | | | 改 正 後 | | |
|--|--------------|---|---|--------------|---|
| 別表（第2条、第6条関係） | | | 別表（第2条、第6条関係） | | |
| 区分 | 報酬 | 費用弁償 | 区分 | 報酬 | 費用弁償 |
| 教育委員会委員から固定資産評価審査委員会委員までに係る部分（略） | | 高山市職員の旅費に関する | 教育委員会委員から固定資産評価審査委員会委員までに係る部分（略） | | 高山市職員の旅費に関する |
| 公務災害補償等認定委員会委員～ふれあい会館運営委員会委員（略） 災害弔慰金等支給審査委員会委員 | 日額 9,100円 | 条例（昭和37年高山市条例第21号。以下「旅費条例」という。）に規定する市長等の旅費額に相当する額 | 公務災害補償等認定委員会委員～ふれあい会館運営委員会委員（略） 災害弔慰金等支給 <u>ごみ処理施設建設検討委員会委員</u> | 日額 9,100円 | 条例（昭和37年高山市条例第21号。以下「旅費条例」という。）に規定する市長等の旅費額に相当する額 |
| 新火葬場建設検討委員会委員～水源地域保全審議会委員（略） | | | 新火葬場建設検討委員会委員～水源地域保全審議会委員（略） | | |
| 行政不服審査審理員の項・スポーツ推進委員の項（略） | | | 行政不服審査審理員の項・スポーツ推進委員の項（略） | | |
| 鳥獣被害対策実施隊員（狩猟免許所持者） | | | 鳥獣被害対策実施隊員（狩猟免許所持者） | | |

から臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、
嘱託員及びこれらの者に準ずる者までに係
る部分 (略)

から臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、
嘱託員及びこれらの者に準ずる者までに係
る部分 (略)